

名古屋市における子どもの権利擁護機関の基本的な考え方(案)に係る用語集

- 権利 … あることをする、またはしないことができる能力、自由のことです。
- 擁護 … 助け、守ることです。
- 機関 … ある目的を達成するために設けた組織などのことです。
- 子ども … 「安全に安心して生きる権利」や「一人一人が尊重される（価値あるもの、
の権利 尊いものとして大切に扱われる）権利」など、子ども一人一人が持っている、人間としての大切な権利です。
- 職務 … 仕事として担当する務めのことです。
- 助言 … 助けになるような意見や言葉を、そばから言ってあげることです。
- 支援 … ささえ助けることです。
- 調整 … ある基準に合わせて正しく整えること。過不足などを正してつりあいのとれた状態にすることです。
- 侵害 … 他人の権利や所有（自分のものとして持っていること）などをおかして、
損害を与えることです。
- 救済 … 苦しむ人を救い、助けることです。
- 発意 … 思いつくこと、考え出すことです。
- 勧告 … あることをするように、説きすすめることです。
- 周知 … 世間一般に広く知れ渡っていること、また、広く知らせることです。
- 啓発 … 人が気づかずにいるところを教え示して、より高い理解に導くことです。
- 責務 … 果たさなければならない務めのことです。
- 遂行 … 任務や仕事をやりとげることです。
- 申立て … 裁判所や公的機関などに対して、自分の意見や希望を強く述べることです。

- 受理 … 提出された届けなどと受けつけることです。
- 事案 … 問題になっている事柄のことです。
- 実地調査… 物事が行われたり、行 う予定になっていたりする場所、現場で調査をすることです。
- 是正 … 悪い点などを、改め直すことです。
- 要請 … 必要だとして、強く願い求めることです。
- 措置 … とりはからって（物事がうまくいくようにとりあつかうこと）、始末をつけることです。
- 公表 … 広く世間に発表することです。

※出展・参照 広辞苑（岩波書店）

goo 国語辞書 (<https://dictionary.goo.ne.jp/jn/>、出展：デジタル大辞泉（小学館））